

■飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 F A Q

No.	分類	質問内容	回答	更新日
1	対象者	複数事業所を運営していますが、申請の考え方について教えてください。 ①申請者はどうすればよいか？ ②エネルギーコストの計算は全社？事業所別？	①申請者は、本社になります。 ②エネルギーコストの計算は、全社になります。	7月15日
2	対象者	建設業でも対象となりますか？	公募要領P4「注2」に明記してある、対象とならない業種に含まれていませんので、対象となります。	7月15日
3	対象者	今年、起業しましたが、対象となりますか？	申請時点で、すでに営業を開始してから1か月以上経過しており、エネルギーコストを把握したうえで年間の推計によりコストの比較が可能なら対象となります。 その際、総経費や既存のコストは事業計画（水道光熱費・燃料費など当該のコストが記載されている）が基礎となりますので、事業計画の提出も必要となります。	7月22日
4	補助対象経費	設備等の付帯工事等について、撤去費用は対象となりますか？	設備等の導入に必要な既存設備等の撤去なら対象となります。	7月15日
5	補助対象経費	テナント物件についての設備等の導入は対象となりますか？	導入する設備等の所有権が、申請者にある場合は対象となります。 その際の設備等にかかわる付帯工事等についても対象となります。	7月15日
6	補助対象経費	太陽光パネルは対象となりますでしょうか？	発電に関する設備はすべて対象外となります。	7月15日

No.	分類	質問内容	回答	更新日
7	補助対象経費	車両経費のオプションなどは対象となりますか？	<p>基本的な考え方として、補助対象となる車両経費は以下の3点の通りです。</p> <p>①エネルギーコスト削減に繋がる ②導入時に事業に使用できる状態 ③必要最低限のも</p> <p>ですので、【車体】【必要な付属品（※車両とセットで購入）】が対象となり、それ以外の【販売諸費用】【税金・保険料等】【予備品（タイヤ）】などは対象外となります。</p> <p>特に注意が必要なものは【必要な付属品（※車両とセットで購入）】です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店から提出される見積書の中で「付属品明細」などで記載してあるものが対象です。 ・例えば、「カーナビ」は、タクシーなど目的先が常に変動しており、一般的に装備に妥当性がある場合が対象となります。 ・車体納入時にあわせ、別の事業者へ備品や改造などを発注する場合は、対象なりません。 ・付属品は、それを一つの単位とみなしますので、対象外経費を除いた金額が税抜で10万円以上ないと付属品全体が対象外となります。 	7月26日
8	補助対象経費	リースによる支払いは対象となりますか？	補助対象なりません。	7月27日
9	応募書類	公募要領P10「連合会が別途求めた書類」とは何ですか？	<p>公募要領P10に記載されているその他の応募書類をご提出頂いた後、不備ではないが、追加でご提出頂かないと要件に合致していないか確認できない場合などに提出を連合会から求める書類のことです。</p> <p>申請の段階で、申請者や支援機関を通じてご相談頂いた場合などで、特段に連合会から指示を受けた場合以外は、応募時にご提出頂く必要はありません。</p>	7月27日